

## 第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び 評価の手法



## 第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法

### 4.1 計画段階配慮事項の選定及びその選定理由

計画段階配慮事項は、愛知県環境影響評価条例に規定する「環境影響評価指針」（平成 11 年 5 月 28 日 愛知県告示第 445 号、最終改正令和 2 年 11 月 27 日）（以下、「指針」という。）の別表第 1 の参考項目を勘案して選定した。

計画段階配慮事項の選定に当たっては、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、都市計画配慮書対象事業（以下「対象事業」という。）に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討した。

なお、工事の実施に関する環境影響については、地形改変の範囲は必要最小限とすることと、特殊な工法を用いた建設工事は行わない計画であること、環境保全措置を講ずることによって環境影響を低減することができることなどから、重大な環境影響を及ぼすおそれはないものと考えられるため、計画段階配慮事項としては選定しない。

影響要因と環境要素の関連及び選定した計画段階配慮事項は表 4.1.1 に、計画段階配慮事項の選定理由は、表 4.1.2 に示すとおりである。

表4.1.1 計画段階配慮事項の選定

環境要素の区分		影響要因の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用													
		大気質	騒音及び超低周波音	振動	悪臭	水質	地形及び地質	地盤・土壌	地下水の状況及び地下水質	日照障害	資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削・盛土等の土工	地形改変並びに施設の存在	ばい煙の排出	機械等の稼働	汚水の排出(雨水)	廃棄物等の搬入及び搬出	施設からの悪臭の漏洩	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫黄酸化物																		
		窒素酸化物												○						
		浮遊粒子状物質												○						
		粉じん等																		
		有害物質等												○						
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音																		
		施設からの騒音																		
		道路交通騒音																		
	振動	建設作業等振動																		
		施設からの振動																		
		道路交通振動																		
	悪臭	特定悪臭物質、臭気指数																		
	水質	水素イオン濃度																		
		水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)																		
		水の濁り(浮遊物質)																		
富栄養化																				
有害物質等																				
地形及び地質	重要な地形及び地質																			
地盤・土壌	土壌環境																			
地下水の状況及び地下水質	地下水の状況																			
	地下水質																			
日照障害																				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地																		
	植物	重要な種及び群落																		
	生態系	地域を特徴付ける生態系																		
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的・文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観											○							
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場																		
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況																			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物																		
		残土その他の副産物																		
温室効果ガス等	温室効果ガス等																			

注1) 表中の網掛けは、指針に定める点的開発の参考項目であることを示す。

注2) 表中の「○」は選定した項目を示す。

表4.1.2 計画段階配慮事項の選定理由

項目		選定理由	
環境要素の区分		影響要因の区分	
大気質	窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等	ばい煙の排出	<p>計画施設の稼働に伴い発生する排ガス中に含まれる窒素酸化物等により、周辺地域において重大な影響を及ぼすおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定する。</p> <p>なお、項目は既存の一般環境大気測定局の結果からバックグラウンド濃度の把握ができる窒素酸化物、浮遊粒子状物質、有害物質等（ダイオキシン類）とする。</p>
景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	地形改変並びに施設の存在	<p>計画施設の存在に伴い主要な眺望点等における景観が変化し重大な影響を及ぼすおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定する。</p>

**4.2 調査、予測及び評価の手法の選定**

調査、予測及び評価の手法は、指針及び「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（平成 25 年 3 月 環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会）を参考とし、選定事項ごとに選定事項の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について、客観的かつ科学的に検討できる手法を選定した。

本事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法は、表 4.2.1(1)、(2)に示すとおりである。

表4.2.1(1) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等	<施設の供用> ばい煙の排出	調査すべき 情報	(1) 二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び有害物質等の濃度の状況 (2) 気象の状況 地上気象（風向・風速）
		調査の基本的な手法	(1) 二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び有害物質等の濃度の状況 大気汚染常時監視測定局等における測定結果の収集、整理による。 (2) 気象の状況 (1)と同じ
		調査地域	対象事業実施想定区域より概ね 3 km <sup>注)</sup> の範囲とする。
		予測の基本的な手法	プルーム式等による簡易的な拡散計算により、年間の平均的な気象条件時における煙突からの寄与濃度について予測する。
		予測地域	調査地域と同じ。
		評価の手法	複数案における環境影響の程度を比較整理し、重大な環境影響の程度を整理・検討する。

注) 計画施設からの煙突排ガスの最大着地濃度出現予想距離の概ね 2 倍を見込んで設定した。（「第 3 章 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況」（3-1 頁）参照。）

表4.2.1(2) 調査、予測及び評価の手法（景観）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	<施設の存在> 地形改変並びに施設の存在	調査すべき情報	景観資源、主要な眺望点等及び眺望景観の状況
		調査の基本的な手法	既存資料の調査・整理及び現地踏査による。
		調査地域	対象事業実施想定区域より概ね3kmの範囲とする。
		予測の基本的な手法	景観資源及び主要な眺望点と対象事業実施想定区域の位置関係について整理する。 また、フォトモンタージュを作成し視覚的に表現するとともに、仰角を算出し、定量的に予測する。
		予測地域	対象事業実施想定区域周辺とする。
		評価の手法	複数案における環境影響の程度を比較整理し、重大な環境影響の程度を整理・検討する。



## 第5章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び 評価の結果



## 第5章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果

### 5.1 大気質

#### 5.1.1 調査

##### 5.1.1.1 調査方法

###### (1) 大気質の状況

文献及び他の資料調査結果により、対象事業実施想定区域周辺の一般環境大気測定局における過去5年間の測定結果（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類）を調査・整理した。

各測定局の位置は、前掲図 3.1.8（3-12 頁参照）に示したとおりである。

###### (2) 気象の状況

文献及び他の資料調査結果により、対象事業実施想定区域の最寄りの気象観測所である岡崎観測所の測定結果（風向・風速）を調査・整理した。

なお、対象事業実施想定区域の最寄りの気象観測所として、対象事業実施想定区域から東側約 12.5km の位置に蒲郡観測所及び北東側約 13.1km の位置に岡崎観測所が位置するが、蒲郡観測所は南側を除く周辺が山地に囲われていることから、気象の状況として条件がより類似していると考えられる岡崎観測所の測定結果を用いた。

##### 5.1.1.2 調査結果

###### (1) 大気質の状況

一般環境大気測定局等における測定結果は、「3.1.1.2 大気質」（3-11～17 頁参照）に記載したとおりである。

測定結果は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類ともに環境基準を達成していた。

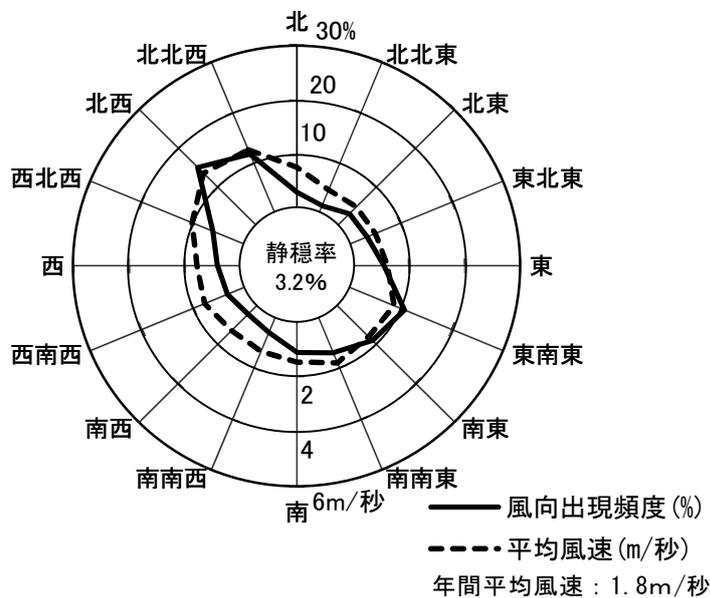
(2) 気象の状況

岡崎観測所における令和2年の風向及び風速の測定結果は表 5.1.1 に、風配図は図 5.1.1 に示すとおりである。

観測結果は、最多風向は北西（年間出現頻度：15.1%）、年間平均風速は1.8m/秒となっている。

表 5.1.1 風向・風速の観測結果（令和2年1月～12月）

風向	北	北北東	北東	東北東	東	東南東	南東	南南東
出現頻度 (%)	3.3	1.8	3.3	3.6	5.6	10.9	9.1	7.0
平均風速 (m/秒)	1.6	1.0	1.0	1.0	1.3	1.8	1.6	1.8
風向	南	南南西	南西	西南西	西	西北西	北西	北北西
出現頻度 (%)	5.7	3.1	2.4	3.5	4.3	6.3	15.1	11.9
平均風速 (m/秒)	1.5	1.4	1.3	1.6	1.6	2.1	2.7	2.6



出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

図 5.1.1 岡崎観測所における風向・風速及び出現頻度（令和2年）

## 5.1.2 予測

### 5.1.2.1 予測方法

#### (1) 予測項目

予測項目は、計画施設からのばい煙の排出に係る大気質への影響の程度とし、長期平均濃度（年平均値）を予測することとし、項目は既存の一般環境大気測定局の結果からバックグラウンド濃度の把握ができる二酸化窒素（窒素酸化物）、浮遊粒子状物質（ばいじん）、ダイオキシン類とした。

#### (2) 予測地域

予測地域は、計画施設から排出される煙突排ガスに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、図 5.1.2 に示すとおり、対象事業実施想定区域から半径約 3 km の範囲とした。3 km 範囲の設定の考え方は、「第 3 章 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況」（3-1 頁）参照。また、予測点高さは地上 1.5m とした。

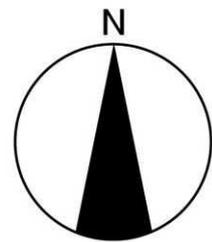
#### (3) 予測対象時期

予測対象時期は、計画施設の稼働が定常の状態になる時期とした。



凡 例

-  対象事業実施想定区域
-  市町境



1:40,000



この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「西尾」「吉田」を使用したものである。

図 5.1.2 大気質の予測地域

## (4) 予測方法

## ① 予測手法

現地での詳細な気象データが無いことから、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成18年9月 環境省)に記載された長期平均濃度を求めるための手法のうち簡易的な手法を参考に年平均値に相当する値を求めた。

## ② 予測式

## a) 有風時寄与濃度計算 (風速: 1.0m/秒以上)

拡散式は以下の点煙源プルーム式を用いた。

$$C(x, y, z) = \frac{Q_p}{2\pi \sigma_y \sigma_z u} \cdot \exp\left(-\frac{y^2}{2\sigma_y^2}\right) \cdot \left[ \exp\left\{-\frac{(z-H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right\} + \exp\left\{-\frac{(z+H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right\} \right]$$

ここで、

- $C(x, y, z)$  : 予測地点の濃度 (ppm、mg/m<sup>3</sup>)
- $x$  : 予測地点までの風下距離 (m)
- $y$  : 予測地点までの水平距離 (m)
- $z$  : 予測地点の高さ (=1.5m)
- $Q_p$  : 排出強度 (m<sup>3</sup>/秒、kg/秒)
- $u$  : 風速 (m/秒)
- $H_e$  : 有効煙突高 (m)
- $\sigma_y$  : 有風時の水平方向の拡散パラメータ (m)  
(大気安定度Cでの値: 表5.1.2(1)参照)
- $\sigma_z$  : 有風時の鉛直方向の拡散パラメータ (m)  
(大気安定度Cでの値: 表5.1.2(2)参照)

有風時の最大着地濃度 (C<sub>m</sub>) に主風向出現比率 (F<sub>w</sub>:%) を乗じて、有風時年平均寄与濃度 (C<sub>w</sub>) を算出した。

$$C_w = C_m \times F_w / 100$$

## b) 静穏時寄与濃度計算 (風速: 1.0m/秒未満)

拡散式は以下の簡易パフ式を用い、静穏時の寄与濃度を計算した。

$$C(R, z) = \frac{Q_p}{(2\pi)^{3/2} \gamma} \cdot \left\{ \frac{1}{R^2 + (\alpha^2/\gamma^2) \cdot (H_e - z)^2} + \frac{1}{R^2 + (\alpha^2/\gamma^2) \cdot (H_e + z)^2} \right\} \cdot 10^6$$

ここで、

- $C(R, z)$  : 予測地点の濃度 (ppm、mg/m<sup>3</sup>)
- $R$  : 予測地点までの水平距離 (m)
- $z$  : 予測地点の高さ (=1.5m)
- $Q_p$  : 排出強度 (m<sup>3</sup>/秒、kg/秒)
- $u$  : 風速 (m/秒)
- $H_e$  : 有効煙突高 (m)
- $\alpha$ 、 $\gamma$  : 拡散パラメータ (大気安定度Cでの値: 表5.1.3参照)

静穏時の濃度 (C) に静穏時出現比率 (F<sub>c</sub>:%) を乗じて、静穏時年平均寄与濃度 (C<sub>c</sub>) を算出した。

$$C_c = C \times F_c / 100$$

c) 拡散パラメータ

有風時の拡散パラメータとして、表 5.1.2(1)、(2)に示すパスキル・ギフォード (Pasquill・Gifford) 図に基づく近似関数を用いた。

表 5.1.2(1) パスキル・ギフォード図 (有風時) の近似関数 ( $\sigma_y$ )

$$\sigma_y(\chi) = \gamma_y \cdot \chi^{\alpha_y}$$

安定度	$\alpha_y$	$\gamma_y$	風下距離 $\chi$ (m)
A	0.901	0.426	0 ~ 1,000
	0.851	0.602	1,000 ~
B	0.914	0.282	0 ~ 1,000
	0.865	0.396	1,000 ~
C	0.924	0.1772	0 ~ 1,000
	0.885	0.232	1,000 ~
D	0.929	0.1107	0 ~ 1,000
	0.889	0.1467	1,000 ~
E	0.921	0.0864	0 ~ 1,000
	0.897	0.1019	1,000 ~
F	0.929	0.0554	0 ~ 1,000
	0.889	0.0733	1,000 ~
G	0.921	0.0380	0 ~ 1,000
	0.896	0.0452	1,000 ~

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル (新版)」(平成 12 年 公害研究対策センター)

表 5.1.2(2) パスキル・ギフォード図 (有風時) の近似関数 ( $\sigma_z$ )

$$\sigma_z(\chi) = \gamma_z \cdot \chi^{\alpha_z}$$

安定度	$\alpha_z$	$\gamma_z$	風下距離 $\chi$ (m)
A	1.122	0.0800	0 ~ 300
	1.514	0.00855	300 ~ 500
	2.109	0.000212	500 ~
B	0.964	0.1272	0 ~ 500
	1.094	0.0570	500 ~
C	0.918	0.1068	0 ~
D	0.826	0.1046	0 ~ 1,000
	0.632	0.400	1,000 ~ 10,000
	0.555	0.811	10,000 ~
E	0.788	0.0928	0 ~ 1,000
	0.565	0.433	1,000 ~ 10,000
	0.415	1.732	10,000 ~
F	0.784	0.0621	0 ~ 1,000
	0.526	0.370	1,000 ~ 10,000
	0.323	2.41	10,000 ~
G	0.794	0.0373	0 ~ 1,000
	0.637	0.1105	1,000 ~ 2,000
	0.431	0.529	2,000 ~ 10,000
	0.222	3.62	10,000 ~

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル (新版)」(平成 12 年 公害研究対策センター)

なお、 $\sigma_y$ については、次のとおり時間希釈の補正を行った。

$$\sigma_y = \sigma_{yp} \cdot (t/t_p)^r$$

ここで、

- $\sigma_y$  : 評価時間  $t$ における水平方向の拡散パラメータ (m)
- $\sigma_{yp}$  : パスキル・ギフォード図の近似関数における水平方向の拡散パラメータ (m)
- $t$  : 評価時間 (=60分)
- $t_p$  : パスキル・ギフォード図の評価時間 (= 3分)
- $r$  : べき指数 (=0.2)

また、無風時の拡散パラメータとして、表 5.1.3 に示すパスキル安定度に対応した拡散パラメータを使用した。

表 5.1.3 無風時の拡散パラメータの近似関数

大気安定度	$\alpha$	$\gamma$
A	0.948	1.569
A-B	0.859	0.862
B	0.781	0.474
B-C	0.702	0.314
C	0.635	0.208
C-D	0.542	0.153
D	0.470	0.113
E	0.439	0.067
F	0.439	0.048
G	0.439	0.029

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」  
（平成12年12月 公害研究対策センター）

d) 年平均値の計算

上記で算出した有風時、静穏時の年平均寄与濃度を合計したものを簡易的年平均濃度推定値 ( $C_n$ ) とした。

$$C_n = C_w + C_c$$

e) 有効煙突高の計算式

有効煙突高は、有風時はCONCAWE（コンケイウ）式を、無風時はBriggs（ブリッグス）式を用いて求めた値とした。

$$H_e = H_0 + \Delta H$$

$$\text{CONCAWE式} : \Delta H = 0.0855 \cdot Q_H^{1/2} \cdot u^{-3/4}$$

$$\text{Briggs式} : \Delta H = 0.979 \cdot Q_H^{1/4} \cdot (d\theta/dz)^{-3/8}$$

[記号]

$H_e$  : 有効煙突高 (m)

$H_0$  : 煙突実体高 (m)

$\Delta H$  : 排煙上昇高 (m)

$Q_H$  : 排出熱量 (J/秒)

$$Q_H = \rho \cdot C_p \cdot Q \cdot \Delta T$$

$\rho$  : 0°Cにおける排出ガス密度 ( $1.293 \times 10^3 \text{g/m}^3$ )

$C_p$  : 定圧比熱 ( $1.0056 \text{J/(K} \cdot \text{g)}$ )

$Q$  : 排出ガス量 (湿り) ( $\text{m}^3/\text{秒}$ )

$\Delta T$  : 排出ガス温度と気温との温度差 (°C)

$u$  : 煙突頂部の風速 (m/秒)

$d\theta/dz$  : 温位勾配 (°C/m)

③ 予測条件

a) 煙突排ガスの諸元

予測に用いる煙突排ガスの諸元は、表 5.1.4 に示すとおりである。

排ガス量はプラントメーカーへのヒアリング結果を基に設定し、排出濃度は計画施設の法規制値とした。なお、計画施設の排出濃度については、今後検討を行い、項目の精査と併せて同等又は排出濃度をさらに低減した値を自主規制値とする計画である。

表 5.1.4 予測に用いる煙突排ガスの諸元

項目		設定値
煙突高		①案 80m   ②案 59m
湿りガス量		43,000m <sup>3</sup> /h×2炉
乾きガス量		36,000m <sup>3</sup> /h×2炉
排出ガス温度		180℃
排出濃度	ばいじん	0.04 g/m <sup>3</sup>
	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	250 ppm
	ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup>

注) 排出濃度は、酸素濃度 12%換算値

b) 気象条件

岡崎観測所の令和2年の測定結果を用いて、年間の主風向の風速（北西：2.7m/秒）、出現頻度（北西：15.1%）、静穏時の出現頻度（3.2%）を設定した。大気安定度については「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づく簡易的予測の手法を用いる場合は、大気安定度「C」とすることとされているため、「C」とした。

c) バックグラウンド濃度

バックグラウンド濃度は、対象事業実施想定区域周辺の一般環境大気測定局における令和2年度の測定結果（年平均値）のうち、最も高い値を用いた。

設定したバックグラウンド濃度は、表 5.1.5 に示すとおりである。

表 5.1.5 バックグラウンド濃度

項目	バックグラウンド濃度	測定局
二酸化窒素	0.010 ppm	愛厚ホーム西尾苑測定局
浮遊粒子状物質	0.018 mg/m <sup>3</sup>	西尾市役所一色支所測定局
ダイオキシン類	0.012 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	愛厚ホーム西尾苑測定局

④ 変換式

a) 窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換

窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換は、環境への影響が大きくなる設定とし、窒素酸化物がすべて二酸化窒素に変換するものとした。

## b) 日平均値の2%除外値または年間98%値への換算

大気拡散計算により得られるのは年平均値であるため、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については環境基準と対比するために、日平均値の2%除外値または年間98%値へ換算する必要がある。

変換は、対象事業実施想定区域周辺の一般環境大気測定局（愛厚ホーム西尾苑測定局、西尾市役所一色支所測定局）における過去5年間の測定データを用いて、年平均値と年間98%値または2%除外値の関係を統計的に求める方法によった。

- ・ 二酸化窒素 :  $y = 2.4966x + 0.0005$
- ・ 浮遊粒子状物質 :  $y = 1.7686x + 0.0097$

## 5.1.2.2 予測結果

## (1) 二酸化窒素等の長期予測結果

ばい煙の排出による大気質への影響の予測結果は、表5.1.6に示すとおりである。

最大着地濃度地点における将来濃度は、バックグラウンド濃度と同程度になると予測される。なお、A案(煙突西側配置)、B案(煙突東側配置)ともに同等の値となり、施設配置の複数案による違いはない。煙突高さの複数案では、煙突の高い方が寄与濃度は低く最大着地濃度出現距離は遠くなる。

表 5.1.6 予測結果

項目	煙突高さ	バックグラウンド濃度 (年平均値) ①	寄与濃度 (年平均値) ②	将来濃度 (年平均値) ①+②	日平均値の 2%除外値 または 年間98%値	最大着地 濃度 出現距離
二酸化窒素 (ppm)	80m	0.010	0.0011	0.0111	0.0283	約1.5km
	59m		0.0017	0.0117	0.0296	約1.3km
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	80m	0.018	0.0002	0.0182	0.0419	約1.5km
	59m		0.0003	0.0183	0.0420	約1.3km
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	80m	0.012	0.0005	0.0125	—	約1.5km
	59m		0.0007	0.0127	—	約1.3km

## (2) 予測の不確実性

計画施設における煙突排ガスの諸元が現時点で決定していないこと、また、気象条件及びバックグラウンド濃度について、既存資料データを用いて予測を行っていることから、予測の不確実性があり、方法書以降の手続きにおいて、気象の現地調査の実施や計画施設の計画諸元について十分検討したデータに基づいた予測を行う。

5.1.3 評価

5.1.3.1 評価方法

予測結果に基づき、環境保全に関する基準との整合性及び重大な環境影響の程度について評価した。

5.1.3.2 評価結果

二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類の予測結果と環境基準との比較結果は、表 5.1.7 に示すとおりである。

予測結果（寄与濃度）にバックグラウンド濃度を加えた将来濃度は、いずれの対象計画案においても概ね同等の値となり、すべての項目において環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じることはないと評価する。

表 5.1.7 予測結果と環境基準の比較

項目	煙突高さ	最大着地濃度地点 の将来濃度 (年平均値)	日平均値の2% 除外値または 年間98%値	環境基準
二酸化窒素 (ppm)	80m	0.0111	0.0283	1時間値の1日平均値が 0.04から0.06までのゾー ン内またはそれ以下
	59m	0.0117	0.0296	
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	80m	0.0182	0.0419	1時間値の1日平均値が 0.10以下
	59m	0.0183	0.0420	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	80m	0.0125	—	年間平均値が0.6以下
	59m	0.0127	—	

## 5.2 景観

### 5.2.1 調査

#### 5.2.1.1 調査方法

文献その他の既存資料調査結果及び現地踏査により、対象事業実施想定区域より概ね3kmの範囲における景観資源、主要な眺望点等及び眺望景観の状況について、調査・整理した。3km範囲の設定の考え方は、「第3章 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況」(3-1頁)参照。

#### 5.2.1.2 調査結果

##### (1) 既存資料調査

###### ① 景観資源の状況

対象事業実施想定区域周辺における景観資源の状況は、「3.1.9.1 景観」(3-63、64頁参照)に示したとおりである。対象事業実施想定区域周辺の景観資源としては、「美しい愛知づくり条例」に基づく「美しい愛知づくり景観資源600選」に指定されている岩瀬文庫、牟呂城などが挙げられる。また、対象事業実施想定区域の東側約0.6kmには黄金堤の桜が存在している。

###### ② 主要な眺望点等の状況

対象事業実施想定区域周辺における主要な眺望点等の状況は、「3.1.9.1 景観」(3-65、66頁参照)に示したとおりである。対象事業実施想定区域周辺における主要な眺望点等としては、黄金堤や牟呂城、古城公園(東条城跡)などが挙げられる。

##### (2) 現地踏査

###### ① 踏査時期

令和4年1月19日(水)

###### ② 踏査地点

踏査地点には、対象事業実施想定区域周辺における主要な眺望点や不特定多数の人が利用すると考えられる日常生活における視点の場を設定した。

設定した踏査地点は、表5.2.1及び図5.2.1に示すとおりである。

表 5.2.1 設定した踏査地点

踏査地点	設定理由
1 黄金堤	主要な眺望点として設定
2 慶昌寺	日常生活における視点の場として設定
3 宅野島橋歩道橋	日常生活における視点の場として設定
4 南側道路沿道	日常生活における視点の場として設定

###### ③ 踏査方法

踏査地点における対象事業実施想定区域方向の眺望の状況について、写真撮影により把握した。撮影は、地上高さ約1.5mより、35mmフィルム換算で35mm相当のレンズを使用して行った。

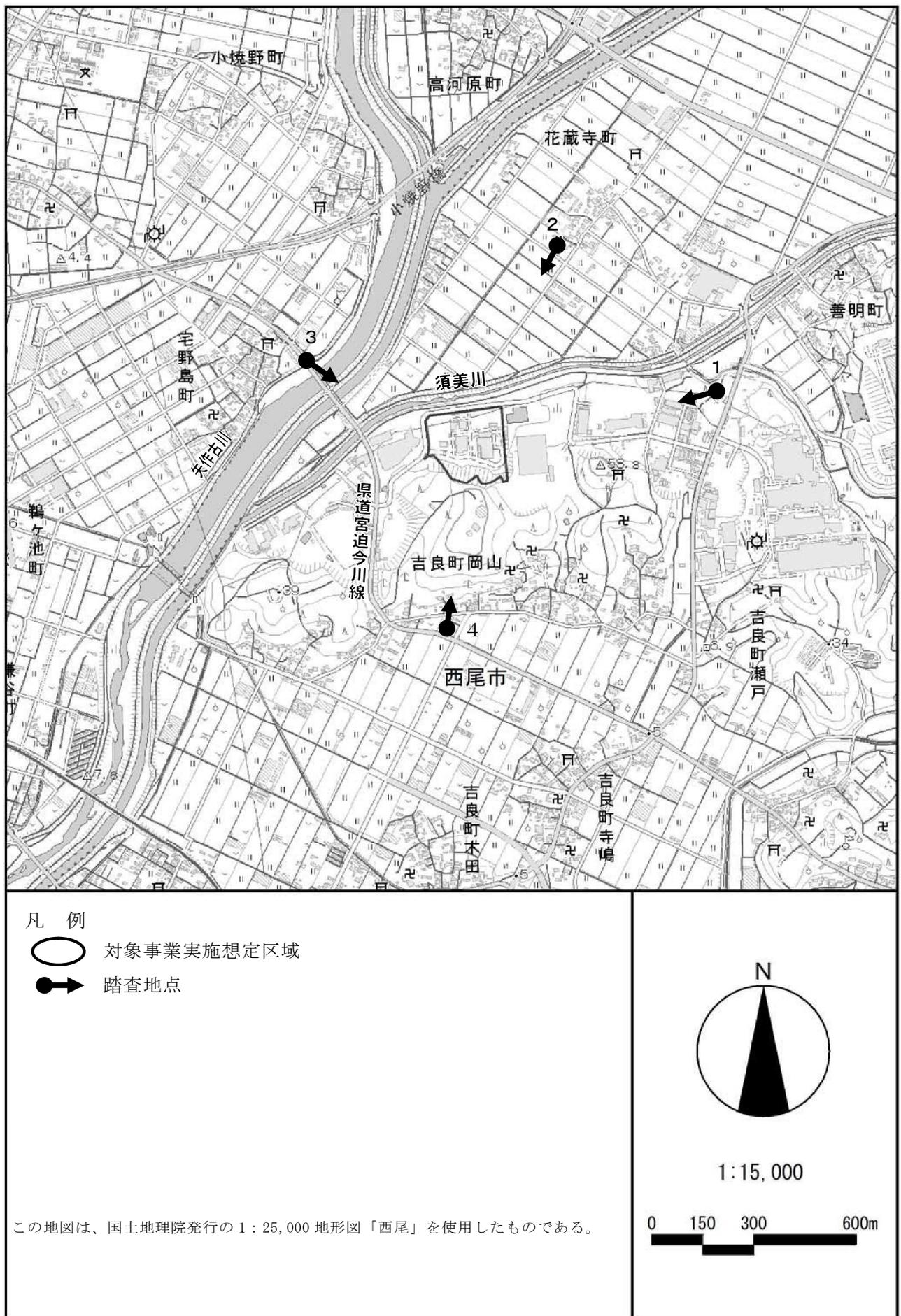


図 5.2.1 設定した踏査地点

④ 踏査結果

各踏査地点における視点の状況及び眺望の状況は、表 5.2.2(1)～(4)に示すとおりである。

表 5.2.2(1) 踏査結果

踏査地点	1 黄金堤
視点の状況	対象事業実施想定区域の東側約650mに位置する地点で、周辺には事業所等が存在する。
眺望の状況	手前には駐車場や事業所等が視認され、事業所の奥に対象事業実施想定区域方向を望むことができる。 

表 5.2.2(2) 踏査結果

踏査地点	2 慶昌寺
視点の状況	対象事業実施想定区域の北側約480mに位置する地点で、周辺には田畑等が存在する。
眺望の状況	手前には田畑等が視認され、須美川の堤防の奥に対象事業実施想定区域方向を望むことができる。 

表 5.2.2(3) 踏査結果

踏査地点	3 宅野島橋歩道橋
視点の状況	対象事業実施想定区域の西側約370mに位置し、矢作古川に架かる県道宮迫今川線の宅野島橋歩道橋の地点で、周辺には河川や樹林等が存在する。
眺望の状況	<p>手前には矢作古川や河川敷の樹林等が視認され、その奥に堤防道路を挟んで対象事業実施想定区域方向を望むことができる。</p> 

表 5.2.2(4) 踏査結果

踏査地点	4 南側道路沿道
視点の状況	対象事業実施想定区域の南側約450mに位置し、県道宮迫今川線沿道の地点で、周辺には商店や住宅等が存在する。
眺望の状況	<p>対象事業実施想定区域方向は山林となっており、地形に遮られるため、対象事業実施想定区域を視認することはできない。</p> 

## 5.2.2 予測

### 5.2.2.1 予測方法

#### (1) 予測項目

予測項目は、景観資源及び主要な眺望点の改変の状況並びに計画施設の存在による眺望景観への影響の程度とした。

#### (2) 予測地域及び予測地点

##### ① 景観資源及び主要な眺望点の改変の状況

予測地域は、計画施設の存在による景観への影響が及ぶと想定される範囲とし、対象事業実施想定区域より約3kmの範囲とした。3km範囲の設定の考え方は、「第3章 配慮書 対象事業実施想定区域及びその周囲の概況」(3-1頁)参照。また、予測地点は景観資源及び主要な眺望点とした。

##### ② 施設の存在による眺望景観への影響

予測地域は、対象事業実施想定区域を視認することができる範囲とし、対象事業実施想定区域周辺とした。また、予測地点は、主要な眺望点や不特定多数の人が利用すると考えられる日常生活における視点の場を設定し、表5.2.3に示すとおり、踏査の結果、対象事業実施想定区域を視認できる3地点とした。

表 5.2.3 予測地点

予測地点	設定理由
1 黄金堤	主要な眺望点として設定
2 慶昌寺	日常生活における視点の場として設定
3 宅野島橋歩道橋	日常生活における視点の場として設定

#### (3) 予測対象時期

予測対象時期は、計画施設の供用開始後とした。

#### (4) 予測方法

##### ① 予測手法

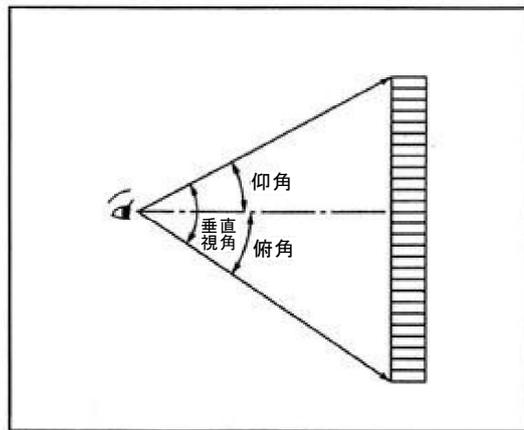
##### a) 景観資源及び主要な眺望点の改変の状況

景観資源及び主要な眺望点と対象事業実施想定区域の位置関係について整理することにより、事業の実施による景観資源及び主要な眺望点の改変の状況について予測を行った。

##### b) 施設の存在による眺望景観への影響

予測地点からの現況写真に計画施設を合成したフォトモンタージュを作成し、視覚的に表現することにより予測を行った。

また、作成したフォトモンタージュをもとに予測地点から計画施設を望む仰角を算出し、定量的な予測を行った。仰角の概要は、図5.2.2に示すとおりである。



出典：「環境アセスメント技術ガイド自然とのふれあい」  
(2002年10月 財団法人自然環境研究センター)

図 5.2.2 仰角の概要

② 予測式

a) 仰角

仰角については、以下のとおり算出した。

$$\text{仰角}^\circ = \tan^{-1} (\text{対象物高(m)} - \text{眺望点高(m)} / \text{水平距離(m)}) \times 180 / \pi$$

$\pi$  : 円周率

注) 眺望点高については、視点の高さ(1.5m)とした。

③ 予測条件

予測にあたって設定した計画施設の規模は、表 5.2.4 に示すとおりである。

表 5.2.4 設定した計画施設の規模

項目		規模
建屋	縦(短辺)	45m
	横(長辺)	115m
	高さ	40m
煙突高さ		①案 80m ②案 59m

## 5.2.2.2 予測結果

## (1) 予測結果

## ① 景観資源及び主要な眺望点の改変の状況

景観資源及び主要な眺望点は対象事業実施想定区域内にないことから、直接改変による影響はないと予測する。なお、対象事業実施想定区域から景観資源または主要な眺望点までの距離は、表 5.2.5 に示すとおりである。

表 5.2.5 対象事業実施想定区域から景観資源または主要な眺望点までの距離

項目	地点	距離
景観資源	岩瀬文庫	約 3.8km
	牟呂城	約 2.2km
	室神明社の御櫃割	約 2.3km
	室町の天王祭り（鳥居ふるい）	約 1.9km
	美しく照らし出される黄金堤の桜	約 0.6km
	吉良仁吉を偲んで～仁吉まつり～	約 1.8km
	古城公園（東条城跡）	約 1.5km
	春日神社のスダジイ	約 1.7km
	久麻久神社のツブラジイ林	約 3.0km
主要な眺望点	八ツ面山公園	約 3.1km
	203 展望台	約 3.5km
	牟呂城	約 2.2km
	古城公園（東条城跡）	約 1.5km
	西尾市歴史公園	約 3.5km
	黄金堤	約 0.6km

## ② 施設の存在による眺望景観への影響

予測地点からの眺望景観の予測結果は、表 5.2.6 及び表 5.2.7(1)～(12)に示すとおりである。

地点1については、計画施設の建屋が周辺の事業所に遮られることから、眺望景観の変化は小さいと予測する。地点2及び地点3については、計画施設を遮る遮蔽物等が無いことから、眺望景観の変化が大きいと予測する。

表 5.2.6 眺望景観の予測結果

予測地点	対象計画案			
	A 案（煙突西側配置）		B 案（煙突東側配置）	
	①案（煙突 80m）	②案（煙突 59m）	①案（煙突 80m）	②案（煙突 59m）
1 黄金堤	計画施設の煙突の一部が視認できるものの、眺望景観の変化は小さいと予測する。複数案による眺望景観の変化の程度の差としては、A 案よりも煙突が手前に来る B 案の方が変化の程度が大きく、煙突高さの違いでは煙突の高い①案の方が変化の程度が大きいと予測する。			
2 慶昌寺	田畑の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認され、眺望景観の変化が大きいと予測する。複数案による眺望景観の変化の程度の差としては、A 案よりも煙突が手前に来る B 案の方が変化の程度が大きく、煙突の高い①案の方が変化の程度が大きいと予測する。			
3 宅野島橋歩道橋	樹林の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認され、眺望景観の変化が大きいと予測する。複数案による眺望景観の変化の程度の差としては、B 案よりも煙突が手前に来る A 案の方が変化の程度が大きく、煙突の高い①案の方が変化の程度が大きいと予測する。			

表 5.2.7(1) 眺望景観の予測結果

予測地点	1 黄金堤
現況の眺望の状況	
A案・①案 (煙突西側配置・ 煙突高さ80m)	 <p data-bbox="389 1827 879 1861">事業所の奥に煙突の一部が視認される。</p>

表 5.2.7(2) 眺望景観の予測結果

予測地点	1 黄金堤
現況の眺望の状況	
A案・②案 (煙突西側配置・ 煙突高さ59m)	 <p data-bbox="389 1827 963 1861">事業所の奥に煙突の一部が僅かに視認される。</p>

表 5.2.7(3) 眺望景観の予測結果

予測地点	1 黄金堤
現況の眺望の状況	
B案・①案 (煙突東側配置・ 煙突高さ80m)	 <p>事業所の奥に煙突の一部が視認される。</p>

表 5.2.7(4) 眺望景観の予測結果

予測地点	1 黄金堤
現況の眺望の状況	
B案・②案 (煙突東側配置・ 煙突高さ59m)	 <p data-bbox="389 1827 879 1861">事業所の奥に煙突の一部が視認される。</p>

表 5.2.7(5) 眺望景観の予測結果

予測地点	2 慶昌寺
<p>現況の 眺望の状況</p>	
<p>A案・①案 (煙突西側配置・ 煙突高さ80m)</p>	 <p>建屋が視認されるとともに、建屋の奥に煙突の一部が視認される。</p>

表 5.2.7(6) 眺望景観の予測結果

予測地点	2 慶昌寺
<p>現況の 眺望の状況</p>	
<p>A案・②案 (煙突西側配置・ 煙突高さ59m)</p>	 <p>建屋が視認されるとともに、建屋の隣に煙突の一部が視認される。</p>

表 5.2.7(7) 眺望景観の予測結果

予測地点	2 慶昌寺
<p>現況の 眺望の状況</p>	
<p>B案・①案 (煙突東側配置・ 煙突高さ80m)</p>	 <p>建屋が視認されるとともに、建屋の奥に煙突が視認される。</p>

表 5.2.7(8) 眺望景観の予測結果

予測地点	2 慶昌寺
現況の 眺望の状況	
B案・②案 (煙突東側配置・ 煙突高さ59m)	 <p data-bbox="384 1861 1214 1895">建屋が視認されるとともに、建屋の奥に煙突の一部が視認される。</p>

表 5.2.7(9) 眺望景観の予測結果

予測地点	3 宅野島橋歩道橋
<p>現況の 眺望の状況</p>	
<p>A案・①案 (煙突西側配置・ 煙突高さ80m)</p>	 <p>建屋が視認されるとともに、建屋の手前に煙突が視認される。</p>

表 5.2.7(10) 眺望景観の予測結果

予測地点	3 宅野島橋歩道橋
<p>現況の 眺望の状況</p>	
<p>A案・②案 (煙突西側配置・ 煙突高さ59m)</p>	 <p>建屋が視認されるとともに、建屋の手前に煙突が視認される。</p>

表 5.2.7(11) 眺望景観の予測結果

予測地点	3 宅野島橋歩道橋
現況の 眺望の状況	
B案・①案 (煙突東側配置・ 煙突高さ80m)	 <p data-bbox="392 1861 1249 1890">建屋が視認されるとともに、建屋の手前に煙突の一部が視認される。</p>

表 5.2.7(12) 眺望景観の予測結果

予測地点	3 宅野島橋歩道橋
現況の眺望の状況	
B案・②案 (煙突東側配置・ 煙突高さ59m)	 <p data-bbox="389 1861 1219 1890">建屋が視認されるとともに、建屋の奥に煙突の一部が視認される。</p>

予測地点からの仰角を算出した結果は、表 5.2.8(1)、(2)に示すとおりである。

予測地点から計画施設を望む仰角は、A 案では①案（煙突高さ 80m）で 5.7～9.5 度、②案（煙突高さ 59m）で 4.2～7.0 度、B 案では①案（煙突高さ 80m）で 6.7～8.3 度、②案（煙突高さ 59m）で 4.9～6.1 度であり、いずれの対象計画案についても、すべての地点で圧迫感を受ける目安である 10 度（表 5.2.9 参照）を下回ると予測する。

表 5.2.8(1) 仰角の予測結果

予測地点	A 案（煙突西側配置）					
	①案（煙突高さ 80m）			②案（煙突高さ 59m）		
	対象物高 <sup>注)</sup> (m)	水平距離 <sup>注)</sup> (m)	仰角 (度)	対象物高 <sup>注)</sup> (m)	水平距離 <sup>注)</sup> (m)	仰角 (度)
1 黄金堤	80	790	5.7	59	790	4.2
2 慶昌寺	80	600	7.5	59	600	5.5
3 宅野島橋歩道橋	80	470	9.5	59	470	7.0

注) 対象物高は煙突高さ、水平距離は予測地点と計画施設の煙突との距離とした。

表 5.2.8(2) 仰角の予測結果

予測地点	B 案（煙突東側配置）					
	①案（煙突高さ 80m）			②案（煙突高さ 59m）		
	対象物高 <sup>注)</sup> (m)	水平距離 <sup>注)</sup> (m)	仰角 (度)	対象物高 <sup>注)</sup> (m)	水平距離 <sup>注)</sup> (m)	仰角 (度)
1 黄金堤	80	670	6.7	59	670	4.9
2 慶昌寺	80	540	8.3	59	540	6.1
3 宅野島橋歩道橋	80	580	7.7	59	580	5.7

注) 対象物高は煙突高さ、水平距離は予測地点と計画施設の煙突との距離とした。

表 5.2.9 垂直視角と鉄塔の見え方

視角	距離	鉄塔の場合の見え方
0.5°	8000m	輪郭がやっとわかる。季節と時間（夏の午後）の条件は悪く、ガスのせいもある。
1°	4000m	十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい。
1.5° ~2°	2000m	シルエットになっている場合にはよく見え、場合によっては景観的に気になり出す。シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないこともある。
3°	1300m	比較的細部までよく見えるようになり、気になる。圧迫感を受けない。
5° ~6°	800m	やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある（構図を乱す）。架線もよく見えるようになる。圧迫感はあまり受けない（上限か）。
10° ~12°	400m	眼いっぱいになり、圧迫感を受けるようになる。平坦などところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり、周囲の景観とは調和しえない。
20°	200m	見上げるような仰角になり、圧迫感も強くなる。

出典：「環境アセスメント技術ガイド自然とのふれあい」（2002年10月 財団法人自然環境研究センター）

(2) 予測の不確実性

計画段階であるため予測の不確実性はあるが、計画施設の大きさは現時点における最大条件で予測しており、今後、出来る限り影響を低減するように計画諸元を検討する。方法書以降の手続きにおいて、計画施設の計画諸元について十分検討したデータに基づいた予測を行う。

### 5.2.3 評価

#### 5.2.3.1 評価方法

予測結果をもとに、対象計画案ごとに主要な眺望点、景観資源及び眺望景観への影響について、計画施設との位置関係等から比較整理し、重大な環境影響の程度について評価した。

#### 5.2.3.2 評価結果

##### (1) 景観資源及び主要な眺望点の改変の状況

いずれの対象計画案においても景観資源及び主要な眺望点の直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはないと評価する。

##### (2) 施設の存在による眺望景観への影響

予測地点からの眺望景観について、地点1については眺望景観の変化は小さく、地点2及び地点3については眺望景観の変化は大きいと予測する。

また、予測地点から計画施設を望む仰角は、A案では①案（煙突高さ80m）で5.7～9.5度、②案（煙突高さ59m）で4.2～7.0度、B案では①案（煙突高さ80m）で6.7～8.3度、②案（煙突高さ59m）で4.9～6.1度であり、いずれの対象計画案についても、すべての地点で圧迫感を受ける目安である10度を下回ると予測する。

施設の詳細な計画にあたっては、出来る限り影響を低減するように計画諸元を検討することから、いずれの対象計画案についても、眺望景観に重大な影響が生じることはないとして評価する。

## 第6章 総合評価



## 第6章 総合評価

「第5章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果」において検討した各環境要素の評価結果を整理した総合評価は、表 6.1 に示すとおりである。

### 6.1 大気質

大気質については、予測結果（寄与濃度）にバックグラウンド濃度を加えた将来濃度は、いずれの対象計画案においても概ね同等の値となり、すべての項目において環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じることはないと評価する。

### 6.2 景観

いずれの対象計画案においても景観資源及び主要な眺望点の直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはないと評価する。

また、眺望景観への影響について、対象計画案を比較すると、配置の複数案では、地点1及び地点2では煙突西側配置の方が影響は小さくなる一方、地点3では煙突東側配置の方が影響は小さくなり、地点1及び地点2と地点3で影響の小さくなる配置案が異なる。煙突高さの複数案では、煙突高さの低い方が影響は小さい。

いずれの対象計画案についても、計画施設(煙突)を望む仰角は10度以下であることから、重大な影響が生じることはないと評価する。

表 6.1 総合評価

計画段階 配慮事項	項目		予測結果				総合評価
			A案 (煙突西側配置)		B案 (煙突東側配置)		
			①案 (煙突高さ 80m)	②案 (煙突高さ 59m)	①案 (煙突高さ 80m)	②案 (煙突高さ 59m)	
大気質	最大着地濃度地点の将来濃度 (年平均値)  (寄与濃度+バックグラウンド濃度)	窒素酸化物	0.0111	0.0117	0.0111	0.0117	<p>【対象計画案による比較】 いずれの対象計画案においても、予測結果は概ね同等の値となる。</p> <p>【重大な影響の有無】 環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じることはないと評価する。</p>
		浮遊粒子状物質	0.0182	0.0183	0.0182	0.0183	
		ダイオキシン類	0.0125	0.0127	0.0125	0.0127	
景観	景観資源及び 主要な眺望点への影響		なし				<p>【重大な影響の有無】 直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはないとは評価する。</p>
	眺望景観への 影響(仰角)	1 黄金堤	5.7	4.2	6.7	4.9	<p>【対象計画案による比較】 配置の複数案では、地点1及び地点2と地点3で影響の小さくなる配置案が異なる。また、煙突高さの低い方が影響は小さい。</p> <p>【重大な影響の有無】 いずれの対象計画案についても、計画施設(煙突)を望む仰角は10度以下であることから、重大な影響が生じることはないとは評価する。</p>
		2 慶昌寺	7.5	5.5	8.3	6.1	
		3 宅野島橋 歩道橋	9.5	7.0	7.7	5.7	

## 第7章 配慮書の案についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解



## 第7章 配慮書の案についての意見書の意見の概要及び 都市計画決定権者の見解

### 7.1 配慮書の案についての縦覧状況及び意見書の提出状況

#### 7.1.1 縦覧状況

- ・縦覧期間：令和4年3月2日（水）～3月31日（木）
- ・意見書提出期限：令和4年3月31日（木）

表7.1.1 計画段階環境配慮書の案についての縦覧状況

縦覧場所		閲覧者数
西尾市	環境部環境業務課	0
	都市整備部都市計画課	0
	西尾市役所一色支所	0
	西尾市役所吉良支所	0
	西尾市役所幡豆支所	8
幸田町	環境経済部環境課	1
合 計		9

#### 7.1.2 意見書の提出状況

計画段階環境配慮書の案を上記の期間において縦覧し、意見書提出期限までに提出された環境の保全の見地からの意見書は計1通（24件）であり、その意見書に記載された意見の分類は、表7.1.2に示すとおりである。

表7.1.2 計画段階環境配慮書の案についての意見書の意見の分類

分 類	意見数
第1章 都市計画決定権者の名称	0
第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容	12
第3章 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況	8
第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法	1
第5章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	1
第6章 総合評価	0
第7章 計画段階環境配慮書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	0
その他の事項	2
合 計	24

**7.2 配慮書の案についての意見の概要及び見解**

計画段階環境配慮書の案についての環境の保全の見地からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、表 7.2.1(1)～(11)に示すとおりである。

**表 7.2.1(1) 計画段階環境配慮書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解**

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容		
1	<p>*共通1 事業位置決定段階の複数案を配慮書で検討すべき</p> <p>p7「岡崎西尾地域広域化ブロック会議において、次期広域ごみ処理施設の建設予定地は、候補地のうち得点の最も高かった現西尾市クリーンセンター敷地(N3)とすることが決定され、西尾市ホームページなどで公表されている。」とあるが、この事業位置決定段階での複数案決定が配慮書の案でもっとも必要である。</p> <p>少なくとも、他と比べ点数の低い「道路混雑度との関係」、「河川氾濫による浸水に対する安全性」、「障害物等の有無」p8については、第3章配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況の中で詳細に示すべきである。</p> <p>また、「道路混雑度との関係」、「河川氾濫による浸水に対する安全性」に関連する項目を配慮書の案の評価項目に加えるべきである。</p>	<p>配慮書について、位置の複数案の設定が重要であると理解しておりますが、ごみ処理施設という性質上、建設候補地の選定は地元のご理解が非常に重要であり、選定段階で複数の候補地を公表することは、それぞれの地元にも多大な影響を及ぼすことが懸念されます。このため、候補地決定後に配慮書の手続きを実施することといたしました。</p> <p>また、ご意見のあった「道路混雑度との関係」、「河川氾濫による浸水に対する安全性」、「障害物等の有無」については、愛知県環境影響評価条例に基づく評価項目とは異なることから、配慮書の項目としては考えておりませんが、事業計画の検討にあたっては、これらの内容にも十分配慮してまいります。</p>
2	<p>*共通2 焼却処理能力は過大ではないか</p> <p>p10 ごみ焼却施設処理能力:約 310t/日は、過大ではないのか。岡崎市八帖クリーンセンター 100t 炉と西尾市クリーンセンター 195t (65t×3) 炉の焼却能力を集約しただけではなく、15t/日も増加する計画である。</p> <p>規模算定の根拠 p19 にしている岡崎西尾地域循環型社会形成推進地域計画(令和2年11月)では操業開始予定の2030(令和12)年の予測までしか行っていない。人口減少が顕著になる2030年以降の人口減によるごみ排出量の減少を考慮すれば、過大設備となる可能性が高い。</p> <p>このため、位置はもちろん、規模についても現時点での人口予測、将来焼却ごみ量の再予測を行うべきである。</p> <p>現に、豊橋田原ごみ処理施設整備事業は、2015年の配慮書～2019年評価書まで済んでいたにもかかわらず、2010年に処理能力を見直し、旧計画の520t/日の8割の417t/日とすることとし、2021年10月には準備書の変更の意見を集めている。</p>	<p>ごみ焼却施設の処理能力約310t/日は、「岡崎西尾地域循環型社会形成推進地域計画」において、稼働開始を予定している令和12年度の焼却処理量を基に、地震や水害等の災害に伴い発生する災害廃棄物処理分も考慮して算出したものです。</p> <p>なお、処理能力については、今年度策定する「廃棄物処理施設整備基本計画」において、再度検討を行っていく予定としております。</p>

表 7.2.1(2) 計画段階環境配慮書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解																																																																																												
3	<p>*共通3 焼却施設数を明記すべき</p> <p>p12 ごみ焼却施設の緒元として、処理能力約310t/日、処理方式、処理対象ごみ、公害防止設備、煙突高さ、運転計画とあるが、焼却施設数を明記すべきである。まさか1基だけではないと思われるが、焼却施設の保守点検時期等、実際の焼却能力を検討するうえで重要な項目である。</p>	<p>焼却施設数(炉数)については、今年度策定する「廃棄物処理施設整備基本計画」において、検討を行ってまいります。</p>																																																																																												
4	<p>*共通4 自主規制値を早期に適切に</p> <p>p14「法令に基づく基準値に比べ厳しい自主規制値を今後設ける計画」とあるが、本来はこの配慮書の案で明記すべきであるが、次の段階の方法書では適切な値を設定すべきである。また、法規制値だけを記載するのではなく、法に基づき公表しているばい煙、ダイオキシン類の維持管理状況、及び悪臭、騒音、振動の自主測定結果をこの表に追加して分かり易くすべきである。</p> <div data-bbox="295 840 798 1097" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">表2.2.3 既存施設の法規制値等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配慮書の案 p14 項目</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">計画施設の 自主規制値</th> <th colspan="4">既存施設の法規制値</th> </tr> <tr> <th>西尾市 グリーン センター</th> <th>岡崎市 八軒タリー ンセンター</th> <th>岡崎市 中央タリー ンセンター</th> <th>岡崎市 2号センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窒素酸化物(SOx)</td> <td>—</td> <td>K値=17.5<sup>(*)</sup></td> <td>K値=17.5</td> <td>0.013</td> <td>K=17.5</td> <td>K値=17.5</td> </tr> <tr> <td>ばいじん</td> <td>μ/m<sup>3</sup></td> <td>0.04</td> <td>0.15</td> <td>0.086</td> <td>0.021</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物(NOx)</td> <td>ppm</td> <td>250<sup>(*)</sup></td> <td>250</td> <td>83</td> <td>250</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>塩化水素(HCl)</td> <td>mg/m<sup>3</sup></td> <td>700</td> <td>700</td> <td>84</td> <td>700</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>ng-TEQ/m<sup>3</sup></td> <td>0.1</td> <td>5</td> <td>0.041</td> <td>1</td> <td>0.086</td> </tr> <tr> <td>水銀</td> <td>μg/m<sup>3</sup></td> <td>30</td> <td>50</td> <td>14</td> <td>50</td> <td>0.79</td> </tr> <tr> <td>悪臭</td> <td>臭気指数</td> <td>—</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">騒音</td> <td>昼(8時~19時)</td> <td>dB</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>朝・夕(6時~8時、19時~22時)</td> <td>dB</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>夜(22時~6時)</td> <td>dB</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">振動</td> <td>昼間(7時~20時)</td> <td>dB</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間(20時~翌7時)</td> <td>dB</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> </div>	配慮書の案 p14 項目	単位	計画施設の 自主規制値	既存施設の法規制値				西尾市 グリーン センター	岡崎市 八軒タリー ンセンター	岡崎市 中央タリー ンセンター	岡崎市 2号センター	窒素酸化物(SOx)	—	K値=17.5 <sup>(*)</sup>	K値=17.5	0.013	K=17.5	K値=17.5	ばいじん	μ/m <sup>3</sup>	0.04	0.15	0.086	0.021	0.04	窒素酸化物(NOx)	ppm	250 <sup>(*)</sup>	250	83	250	250	塩化水素(HCl)	mg/m <sup>3</sup>	700	700	84	700	700	ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup>	0.1	5	0.041	1	0.086	水銀	μg/m <sup>3</sup>	30	50	14	50	0.79	悪臭	臭気指数	—	18	18	18	18	騒音	昼(8時~19時)	dB	60	60	60	60	朝・夕(6時~8時、19時~22時)	dB	55	55	55	55	夜(22時~6時)	dB	50	50	50	50	振動	昼間(7時~20時)	dB	65	65	65	65	夜間(20時~翌7時)	dB	60	60	60	60	<p>自主規制値については、今年度策定する「廃棄物処理施設整備基本計画」において、検討を行ってまいります。</p> <p>なお、本ページでは排ガス等の法規制値について示しているため、維持管理状況等は記載しておりませんが、方法書以降の図書において、既存施設の維持管理状況の記載について検討いたします。</p>
配慮書の案 p14 項目	単位				計画施設の 自主規制値	既存施設の法規制値																																																																																								
		西尾市 グリーン センター	岡崎市 八軒タリー ンセンター	岡崎市 中央タリー ンセンター		岡崎市 2号センター																																																																																								
窒素酸化物(SOx)	—	K値=17.5 <sup>(*)</sup>	K値=17.5	0.013	K=17.5	K値=17.5																																																																																								
ばいじん	μ/m <sup>3</sup>	0.04	0.15	0.086	0.021	0.04																																																																																								
窒素酸化物(NOx)	ppm	250 <sup>(*)</sup>	250	83	250	250																																																																																								
塩化水素(HCl)	mg/m <sup>3</sup>	700	700	84	700	700																																																																																								
ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup>	0.1	5	0.041	1	0.086																																																																																								
水銀	μg/m <sup>3</sup>	30	50	14	50	0.79																																																																																								
悪臭	臭気指数	—	18	18	18	18																																																																																								
騒音	昼(8時~19時)	dB	60	60	60	60																																																																																								
	朝・夕(6時~8時、19時~22時)	dB	55	55	55	55																																																																																								
	夜(22時~6時)	dB	50	50	50	50																																																																																								
振動	昼間(7時~20時)	dB	65	65	65	65																																																																																								
	夜間(20時~翌7時)	dB	60	60	60	60																																																																																								
5	<p>*共通5 雨水は汚れているので処理して放流を</p> <p>p14「生活排水及び雨水は、処理を行ったのち、既存の水路等を通じて須美川へ放流する計画である」とあるが、ごみ焼却施設の場合内雨水は予想外に汚れており、有害物質で汚染されている場合もあるため、プラント系生活系排水と同様に処理し、須美川に放流することが望まれる。</p>	<p>ごみや焼却灰は建屋内で処理及び保管するとともに、焼却灰の運搬時には飛散防止措置を講じる計画であり、運搬時・保管時を含めて雨水との接触がないよう適切に運営・管理を行ってまいります。</p>																																																																																												
6	<p>*共通6 低公害型建設機械の使用は発注条件に</p> <p>p15「工事中の環境保全対策①排出ガス及び騒音・振動対策…建設機械は、可能な限り排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械を使用する。」とあるが、「可能な限り」では、努力さえすればいいことになる。また、低振動型建設機械が欠落している。発注条件に排出ガス対策型及び低騒音型・低振動型の建設機械使用を明記すべきである。さらに地球温暖化対策のため低炭素型建設機械の使用についても追加すべきである。</p>	<p>排出ガス対策型や低騒音型の建設機械は数多くありますが、特に低振動型について、使用するすべての種類の建設機械にはないため、このような記載としておりますが、排出ガス対策型建設機械、低騒音・低振動型建設機械及び低炭素型建設機械については、積極的な使用に努めてまいります。</p> <p>なお、発注条件への記載については、今後検討してまいります。</p>																																																																																												

表 7.2.1(3) 計画段階環境配慮書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
7	<p>*共通7 粉じん対策は具体的に p15「工事中の環境保全対策②粉じん対策…工事中は建設機械の稼働等による砂の巻き上げや土砂等の飛散を防止するため、施工区域をフェンス等により仮囲いする。また、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。」とあるが、もっと具体的に記載すべきである。仮囲いの高さ、散水の頻度又は散水条件、また、工事車両のタイヤ等の洗浄を追加すべきである。</p>	<p>工事中の粉じん対策については、方法書以降の段階において、より具体的な内容の計画の検討を進めてまいります。 なお、粉じん対策を含む本事業での環境保全対策の具体的な方法については、今後工事の発注までに検討していきたいと考えており、環境影響評価の中では、基本的な対策の内容を記載したいと考えております。</p>
8	<p>*共通8 掘削土壌の場外持ち出しはないのか p15「工事中の環境保全対策⑤土壌汚染対策…本事業は「土壌汚染対策法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」の対象となることから、法令に基づき必要な調査を今後実施する。」とあるが、調査深度についての考えが必要である。また、掘削した土壌を外部に持ち出すかどうか明記すべきである。</p>	<p>土壌調査の掘削深度については、今後、法令に基づき適切に設定してまいります。また、掘削した土壌については、極力、外部に搬出しないようにしますが、具体的には今後検討してまいります。</p>
9	<p>*共通9 収集運搬車両の追加分を明記し計画段階配慮事項に追加すべき p16「また、令和2年度における西尾市クリーンセンターへのごみ収集車等の関係車両は、日平均で約560台である。」では不十分。今回の計画で、岡崎市八帖クリーンセンター 100t 炉分を追加するのだから、その収集運搬車の台数を現在の西尾市クリーンセンター 195t (65t×3) 炉分に加味しなければ意味がない。 図 2.2.4 関係車両の主要走行経路 p17 のどの道路に、現状はどれだけで、岡崎市、幸田町のごみ処理追加分でどれぐらいの交通量増加が想定されるのかを示し、道路混雑度との関係が、3点と低かった p8 こともあり、混雑度がどうなるのか、また、関係車両走行による大気、騒音、振動がどうなるかを計画段階配慮事項に追加し、調査、予測、評価をすべきである。</p>	<p>配慮書においては、現況の収集運搬車両台数について記載しております。 なお、将来の収集運搬車両台数については、現在検討を行っているところです。このため、将来の収集運搬車両を含めた関係車両走行による大気質、騒音、振動の調査、予測、評価については準備書以降に記載します。</p>

表 7.2.1(4) 計画段階環境配慮書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解																																													
10	<p>*共通10 位置、規模は配慮書の案で検討すべき p19「複数案の設定…位置及び規模に関する複数案の設定は行わず、施設の配置及び構造等について複数案を設定する。」とあるが、配慮書が法制化された経過からして、事業の位置、規模はもっとも重要な項目であり、本来はこの配慮書の案でこそ、検討内容とすべきである。</p> <p>事業位置については、「2.1.4 建設予定地の選定経緯」p6～p8 にそれなりにまとめてあるが、内容の分析は不十分である。</p> <p>規模については、「2.2.4 都市計画配慮書対象事業の諸元…ごみ焼却施設の処理能力約 310t/日」P12 とあるだけで、その根拠は「岡崎西尾地域循環型社会形成推進地域計画」で算出している、の一言しかない。しかし、その内容を見ると、主な焼却処理量は人口が基本になると考えており、岡崎市、幸田町で増加するために、西尾市は減少しても、全体として増加することになっており、現在の社会常識とは反対の結果となっている。さらに操業を開始する 2030(令和 12)年からは、どんどん人口が減少するにも拘わらず、その動向さえ検討していない。</p> <p>全国の自治体が将来構想等のために活用している「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)では、2015年から 2045 年の将来人口を予測しているが、操業を開始する 2030(令和 12)年はさらに過大になっている。人口減少が顕著になる 2030 年以降の予測は岡崎西尾地域循環型社会形成推進地域計画では行っていない。</p> <p>「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」</p> <table border="1" data-bbox="311 1512 901 1635"> <thead> <tr> <th></th> <th>2015</th> <th>2020</th> <th>2025</th> <th>2030</th> <th>2030</th> <th>2035</th> <th>2040</th> <th>2045</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岡崎市</td> <td>381,051</td> <td>387,405</td> <td>390,594</td> <td>391,187</td> <td>392,572</td> <td>389,094</td> <td>384,525</td> <td>378,254</td> </tr> <tr> <td>西尾市</td> <td>167,990</td> <td>169,878</td> <td>170,550</td> <td>170,351</td> <td>170,261</td> <td>169,369</td> <td>167,605</td> <td>165,308</td> </tr> <tr> <td>幸田町</td> <td>39,549</td> <td>40,867</td> <td>1,844</td> <td>42,573</td> <td>44,743</td> <td>43,027</td> <td>43,115</td> <td>43,012</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>588,590</td> <td>98,150</td> <td>02,988</td> <td>604,111</td> <td>607,586</td> <td>601,490</td> <td>595,245</td> <td>586,574</td> </tr> </tbody> </table> <p>赤字は岡崎西尾 地域循環型社会形成推進地域計画 p43-p45</p>		2015	2020	2025	2030	2030	2035	2040	2045	岡崎市	381,051	387,405	390,594	391,187	392,572	389,094	384,525	378,254	西尾市	167,990	169,878	170,550	170,351	170,261	169,369	167,605	165,308	幸田町	39,549	40,867	1,844	42,573	44,743	43,027	43,115	43,012	合計	588,590	98,150	02,988	604,111	607,586	601,490	595,245	586,574	<p>事業の位置の設定の考え方については、意見番号 1 で回答したとおりです。</p> <p>また、ごみ焼却施設の処理能力の設定の考え方については、意見番号 2 で回答したとおりです。</p>
	2015	2020	2025	2030	2030	2035	2040	2045																																							
岡崎市	381,051	387,405	390,594	391,187	392,572	389,094	384,525	378,254																																							
西尾市	167,990	169,878	170,550	170,351	170,261	169,369	167,605	165,308																																							
幸田町	39,549	40,867	1,844	42,573	44,743	43,027	43,115	43,012																																							
合計	588,590	98,150	02,988	604,111	607,586	601,490	595,245	586,574																																							

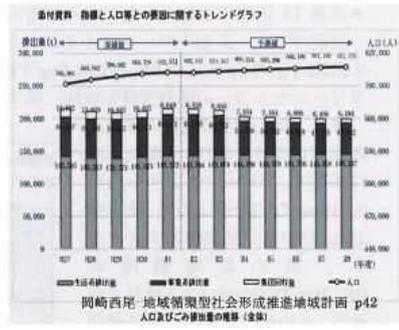


表 7.2.1(5) 計画段階環境配慮書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
11	<p>*共通11 位置は配慮書の案で検討すべき</p> <p>p19「複数の都市計画の概略の案の設定…位置及び規模に関する複数案の設定は行わず、施設の配置及び構造等について複数案を設定する。」とあるが、「都市計画運用指針」p275「2. 廃棄物処理施設の計画に当たっての留意事項 廃棄物処理施設の設置に当たり、都市計画の観点として少なくとも以下の項目に留意することが望ましい。… (4)位置①主な搬出入のための道路が整備されているか、整備されることが確実であることが望ましい。②市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に設置することが望ましい。③災害の発生するおそれの高い区域に設置することは望ましくない。④敷地の周囲は、緑地の保全又は整備を行い、修景及び敷地外との遮断を図ることが望ましい。…⑤ごみ焼却場等については、必要に応じ地域における熱供給源として活用することが望ましい。この場合は、関連する地域冷暖房施設等についても一体的に定めることが望ましい。」とあり、環境影響評価法で配慮書が法制化された経過からしても、事業の位置、規模はもっとも重要な項目であり、位置について本来はこの配慮書の案、構想段階評価書の案でこそ、検討内容とすべきである。</p>	<p>事業の位置の設定の考え方については、意見番号1で回答したとおりです。</p>
12	<p>*共通12 複数案は煙突の配置と高さだけ</p> <p>複数案として重要な事業の位置、規模を事前に決めてしまっているため p19、複数案は煙突位置と煙突高さだけという、配慮書の手続きをしなくても結論は分かっていることだけである。「煙突の高い方が寄与濃度は低く最大着地濃度出現距離は遠くなる。」p173 などでは、比較検討する意味がない。規模についての複数案を過大投資にならない観点からしっかり検討すべきである。</p>	<p>愛知県環境影響評価条例では、複数案の設定の考え方として、「位置・規模」、「配置・構造」の観点から設定することとされています。</p> <p>事業の位置、規模の設定の考え方については、意見番号1、意見番号2で回答したとおりです。</p> <p>このため、配慮書においては、「配置・構造」について、重大な環境影響を把握する観点から複数案を設定しております。</p>

表2.2.6 設定した複数案 配慮書の案 p20

複数案		内容
施設の配置	A案	煙突西側配置
	B案	煙突東側配置
施設の構造 (煙突の高さ)	①案	80m
	②案	59m

7.2.1(6) 計画段階環境配慮書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解																																																								
第3章 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況																																																										
13	<p>*共通13 西尾市クリーンセンターの南東でのダイオキシソ類濃度が最大なので注意を</p> <p>西尾市クリーンセンターのダイオキシソ類排出濃度は、1号炉 0.0059、2号炉 0.0053、3号炉 0.0029pg-TEQ/m<sup>3</sup> で排出基準の 5pg-TEQ/m<sup>3</sup> 以下であることをまず記載すべきである(西尾市クリーンセンターの維持管理の状況に関する記録、令和3年度(2021年度))。</p> <p>また、環境濃度は北西の卓越風の影響を受けており、令和元年度は西尾市クリーンセンター内の 0.019pg-TEQ/m<sup>3</sup> よりも、南東側 1km 弱の瀬戸公民館のダイオキシソ類の環境濃度が 0.072pg-TEQ/m<sup>3</sup> と、3倍以上であり、この地点で最大となる傾向は毎年同じなので p39、西尾市クリーンセンターの維持管理に十分注意すべきである。</p> <div data-bbox="300 887 785 1106" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">表 3.1.14 ダイオキシソ類の測定結果(過去5年間) <span style="float: right;">単位: pg-TEQ/m<sup>3</sup></span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>測定地点</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西尾市クリーンセンター内</td> <td>0.030</td> <td>0.015</td> <td>0.012</td> <td>0.015</td> <td>0.019</td> <td rowspan="8">年間平均値が 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup> 以下 であること。</td> </tr> <tr> <td>花蔵寺農林センター</td> <td>0.017</td> <td>0.015</td> <td>0.033</td> <td>0.008</td> <td>0.011</td> </tr> <tr> <td>七野島農林センター</td> <td>0.0061</td> <td>0.012</td> <td>0.012</td> <td>0.009</td> <td>0.0084</td> </tr> <tr> <td>岡山県畜産センター</td> <td>0.022</td> <td>0.034</td> <td>0.029</td> <td>0.017</td> <td>0.034</td> </tr> <tr> <td>本田公民館</td> <td>0.030</td> <td>0.047</td> <td>0.033</td> <td>0.022</td> <td>0.037</td> </tr> <tr> <td>瀬戸公民館</td> <td>0.054</td> <td>0.058</td> <td>0.036</td> <td>0.059</td> <td>0.072</td> </tr> <tr> <td>散野古屋公園(重要緑地)</td> <td>0.025</td> <td>0.041</td> <td>0.020</td> <td>0.016</td> <td>0.031</td> </tr> <tr> <td>津平老人憩いの家</td> <td>0.023</td> <td>0.024</td> <td>0.020</td> <td>0.016</td> <td>0.020</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">出典:「平成27年度～令和元年度の環境状況に関する環境報告書」(西尾市)</p> </div>	測定地点	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	環境基準	西尾市クリーンセンター内	0.030	0.015	0.012	0.015	0.019	年間平均値が 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下 であること。	花蔵寺農林センター	0.017	0.015	0.033	0.008	0.011	七野島農林センター	0.0061	0.012	0.012	0.009	0.0084	岡山県畜産センター	0.022	0.034	0.029	0.017	0.034	本田公民館	0.030	0.047	0.033	0.022	0.037	瀬戸公民館	0.054	0.058	0.036	0.059	0.072	散野古屋公園(重要緑地)	0.025	0.041	0.020	0.016	0.031	津平老人憩いの家	0.023	0.024	0.020	0.016	0.020	<p>本ページでは周辺の環境の現況を示しているため、維持管理状況等については記載しておりませんが、ご指摘を踏まえ、方法書以降の図書において、既存施設の維持管理状況の記載について検討いたします。</p> <p>また、周辺のダイオキシソ類の現況の濃度は、環境基準(0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下)に対して十分小さい値と考えておりますが、今後も施設の維持管理に十分注意して運営してまいります。</p>
測定地点	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	環境基準																																																				
西尾市クリーンセンター内	0.030	0.015	0.012	0.015	0.019	年間平均値が 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下 であること。																																																				
花蔵寺農林センター	0.017	0.015	0.033	0.008	0.011																																																					
七野島農林センター	0.0061	0.012	0.012	0.009	0.0084																																																					
岡山県畜産センター	0.022	0.034	0.029	0.017	0.034																																																					
本田公民館	0.030	0.047	0.033	0.022	0.037																																																					
瀬戸公民館	0.054	0.058	0.036	0.059	0.072																																																					
散野古屋公園(重要緑地)	0.025	0.041	0.020	0.016	0.031																																																					
津平老人憩いの家	0.023	0.024	0.020	0.016	0.020																																																					
14	<p>*共通14 道路騒音の環境基準のあてはめの明記を</p> <p>p40「道路交通騒音の調査結果…令和元年度は全地点で環境基準を達成していた。」とあるが、大気や水質の調査結果のように、環境基準値及びその根拠を追記すべきである。</p> <p>騒音に係る環境基準はp121～122では、「一般地域」、「道路に面する地域」、幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準(特例)の値が示してあるだけであり、どの様に適用するかが不明である。まず、「一般地域」で昼間は50～60dB(夜間も定めてあるが省略)と定められ、<u>ただし書き</u>で「道路に面する地域」は昼間60～65dBと緩めてあり、地域の類型により異なる。そのうえ、「幹線交通を担う道路に近接する空間」は<u>特例としての基準値昼間70dB</u>のとして更に緩い環境基準が定められている。しかも、この幹線交通を担う道路の定義は中央環境審議会の答申に基づく環境基準の告示ではなく、環境省の通知で「高速道路、自動車専用道路、国・県道、4車線以上の市道」と定めている。</p> <p>これらを適正にあてはめるためには、幹線交通を担う道路である条件を満たすかを確認できるよう、県道、自動車専用道路、4車線以上の市道であるかどうかを記載しないと行けない。番号1は名称から<u>県道花蔵寺花ノ木線</u>と判断できるが、番号2「主要地方道西尾幸田線」とあるが、測定場所の津平消防庫は2車線の道路に面しており、その場合の環境基準</p>	<p>ご指摘を踏まえて、環境基準及び要請限度の値、測定時間の時間区分及び測定場所はいずれも幹線交通を担う道路であることを示す内容を追記しました。</p> <p>なお、番号2(津平消防庫:吉良町津平大入452)の測定地点は、主要地方道西尾幸田線(県道41号)から10m程度の位置にあり、「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準を当てはめることができる測定場所となっています。</p>																																																								

7.2.1(7) 計画段階環境配慮書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解																								
14	<p>(続き)は「道路に面する地域」をあてはめることになっており、地域の類型指定がどうなっているかにもよるが、昼間の68dBは「道路に面する地域」の昼間60～65dBを超えていることになる。事実を確認されたい。その北側70mも離れた主要地方道西尾幸田線の騒音が主たる音源だとしても、環境省通知の20mを超えており、「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準をあてはめることはできない。(参考)騒音に係る環境基準の改正について:平成10年9月30日 環大企257号</p> <p>2「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。</p> <p>(1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。))。</p> <p>(2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。</p> <p>地域の指定の周知に併せて、幹線交通を担う道路の定義を、都道府県の公報に掲載するなどにより、関係住民等に周知させるよう配慮されたい。</p> <p>3「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。</p> <p>(1)2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路15メートル</p> <p>(2)2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路20メートル</p> <div data-bbox="316 1211 869 1384" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">表 3.1.15 道路交通騒音調査結果 (令和元年度) 配慮書の案 p40</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>部号</th> <th>測定場所</th> <th>測定日</th> <th>測定結果 (昼間)</th> <th>環境基準 の適合</th> <th>測定結果 (夜間)</th> <th>環境基準 の適合</th> <th>要請限度 の適合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>県道花蔵寺花ノ木線 宮住町下田 22 (西尾市役所本庁舎)</td> <td>令和元年 5月29日</td> <td>63</td> <td>○</td> <td>56</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>主要地方道西尾幸田 線吉良町津平大入 452(津平消防庫)</td> <td>6月4日</td> <td>68</td> <td>○</td> <td>64</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">出典:「令和元年度の環境状況に関する環境報告書」(令和3年3月 西尾市)</p> </div>	部号	測定場所	測定日	測定結果 (昼間)	環境基準 の適合	測定結果 (夜間)	環境基準 の適合	要請限度 の適合	1	県道花蔵寺花ノ木線 宮住町下田 22 (西尾市役所本庁舎)	令和元年 5月29日	63	○	56	○	○	2	主要地方道西尾幸田 線吉良町津平大入 452(津平消防庫)	6月4日	68	○	64	○	○	
部号	測定場所	測定日	測定結果 (昼間)	環境基準 の適合	測定結果 (夜間)	環境基準 の適合	要請限度 の適合																			
1	県道花蔵寺花ノ木線 宮住町下田 22 (西尾市役所本庁舎)	令和元年 5月29日	63	○	56	○	○																			
2	主要地方道西尾幸田 線吉良町津平大入 452(津平消防庫)	6月4日	68	○	64	○	○																			
15	<p>*共通15 要請限度は正確に、環境基準あてはめは重複</p> <p>p124、自動車騒音要請限度の注1)の「…措置を執るべきことを要請する際の限度をいう。」という表現を、騒音規制法第17条に基づくこと及び「措置を執るべきことを要請するものとする。」と市長の責務として定められていることを正確に表現すべきである。</p> <p>また、「自動車騒音に係る要請限度」の、注2)「幹線交通を担う道路」の定義、注3)「幹線交通を担う道路に近接する区域」の定義は、自動車騒音に係る要請限度とは無関係である。この注は環境基準のあてはめについての環境庁通知であり、p122の注1)、注2)ですすでに注記済みであり、重複記載する必要はない。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、要請限度に関する注釈の記載内容を修正しました。</p> <p>また、「自動車騒音に係る要請限度」の、注2)「幹線交通を担う道路」の定義、注3)「幹線交通を担う道路に近接する区域」の定義については、より分かりやすい図書とするため、表ごとに記載をすることとしました。</p>																								

7.2.1(8) 計画段階環境配慮書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
16	<p>*共通16 道路交通振動の評価は要請限度では不十分 p40「道路交通振動の調査結果…いずれの地点も昼夜ともに要請限度と適合している。」とあるが、いくら環境基準がないとはいえ、要請限度は、振動規制法第16条で、市町村長は、道路交通振動が環境省令で定める限度(要請限度)を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。というものであり、このような値で評価するのは環境影響評価の精神から大きく離れる。人が振動を感じ始める値(振動感覚閾値55デシベル)を用いるべきである。</p> <p>現に、豊橋田原ごみ処理施設整備事業では、焼却処理能力を減少させて環境影響評価をやり直しているが、道路交通振動については「ア環境影響の回避・低減に係る評価…廃棄物等の搬入及び搬出に伴う振動レベルは、人が振動を感じ始める値(振動感覚閾値 55デシベル)以下となるものと予測されるが、さらに、環境保全措置を実施することから、振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。」(変更準備書2021年10月p622)としている。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、令和元年度における道路交通振動調査の結果は、要請限度との対比による評価とともに、人が振動を感じ始める値である振動感覚閾値(55デシベル)を下回っている旨の記載を追記しました。</p>
17	<p>*共通 17 道路交通振動に係る要請限度を正確に p126「道路交通振動に係る要請限度」の注)で「…措置を執るべきことを要請する際の限度をいう。」という表現を、振動規制法第16条に基づくこと及び「措置を執るべきことを要請するものとする。」と市長の責務として定められていることを正確に表現すべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、要請限度に関する注釈の記載内容を修正しました。</p>
18	<p>*共通 18 一律排水基準(生活環境項目)は適用されるのか p131「一律排水基準…特定事業場からの排水が50m<sup>3</sup>/日を超える場合には、表3.2.33に示す排水基準が適用される。」とあるが、他の大気、騒音などと同様に、特定事業場からの排水が50m<sup>3</sup>/日を超えるかどうかを記載し、計画施設がこの排水基準が適用されるかどうかを判断できるようにすべきである。「生活排水及び雨水は、処理を行ったのち、既存の水路等を通じて須美川へ放流する」p14 とあるため、その排水量を明記すべきである。</p> <p>また、排水量を明記した上で、大気、悪臭、騒音、振動 p8 に加えて、厳しい自主規制値を設定すべきである。</p>	<p>施設排水については、プラント排水と生活排水があります。このうち、プラント排水については、場内利用し公共水域には排水しません。このため、施設からの排水は生活排水のみとなりますが、現時点では排水量は未定となっております。今後、自主規制値の設定の有無についても、併せて検討してまいります。</p>

7.2.1(9) 計画段階環境配慮書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
19	<p>*共通 19 西尾市の公害防止の指導基準は適用されるのか</p> <p>p135「西尾市では、新設の工場及び事業場については、公害防止法令に定める特定施設を有し法規制の対象となる工場及び事業場に対し表 3.2.37 に示す指導基準を定めている。」とあり、浄化槽からの排水基準として BOD、COD、SS が定められているが、他の大気、騒音などと同様に、計画施設が適用されるかどうかを示すとともに、自主規制値に追加することを記載すべきである。</p>	<p>施設排水については、意見番号 18 で回答したとおりです。</p>
20	<p>*共通 20 水量測定器設置義務はあるのか</p> <p>p136「西尾市は、「県民の生活環境の保全等に関する条例」による揚水規制の規制区域には該当していないが、水量測定器設置義務区域に該当することから、揚水設備のうち、揚水機の吐出口の断面積が 19 平方センチメートル(ふたつ以上ある場合はその断面積の合計)を超える揚水設備を設置している場合は、水量測定器を設置し、地下水の揚水量を測定し、その結果を知事に報告しなければならない。」とあるが、そもそも地下水揚水設備を設置する計画かどうかを記載し、水量測定器設置義務があるかどうかを判断できるようにすべきである。</p>	<p>地下水の利用の有無については、今年度策定する「廃棄物処理施設整備基本計画」において、検討を行ってまいります。</p>
<p>第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法</p>		
21	<p>*共通 21 大気質の予測手法ブルーム・パフ式では、地形変化に対応できない</p> <p>p162「調査、予測及び評価の手法(大気質)…予測の基本的な手法:ブルーム式等による簡易的な拡散計算により、年間の平均的な気象条件時における煙突からの寄与濃度について予測する。」(構想段階評価書の案 p178 「有風時寄与濃度計算…拡散式は以下の点煙源ブルーム式を用いた。静穏時寄与濃度計算…拡散式は以下の簡易パフ式を用い、静穏時の寄与機度を計算した。)」とあり、大気質の予測手法で“ブルーム・パフ式”を用いることになっているが、この予測式は、「平坦地で風下に向かって連続して拡散される定常状態の汚染物質濃度の予測値を求めるのに適「平坦地」の予測に用いる“ブルーム・パフ式”で対応できるかどうかの検討が必要である。</p> <p>横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会が、独自に現地で実験し「科学的にはもっと正しい方法がある」と公害調停を申請した結果、2017年2月20日に公害調停合意が成立し、「環境影響評価の大気汚染予測の方法について、科学的知見に基づき最適な予測手法を用いるものとする。」と、これまで大気拡散予測時に採用されている「ブルーム・パフ」モデルではなく、3次元流体モデルなど最適な方法を採用すべきという合意がされた。国土交通省からは「合意内容については誠実に対応していく」とのコメントを引き出したものである。こうした点は愛知県でも明確になり、県環境影響評価条例に基づく尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業の配慮書に対し、</p>	<p>3次元流体モデル等の詳細な予測の手法については、対象地域が通常より拡散しにくい地形を有する場合で、かつ、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合に用いられます。対象事業実施区域周辺は、そのような地形にはなっていないことから、大気質の予測において実績のある手法である、ブルーム・パフ式を用いて、予測・評価を行っています。</p>

表 7.2.1(10) 計画段階環境配慮書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解																																																		
21	<p>(続き) 2019年7月5日に知事意見で“事業実施想定区域が木曽川沿いに位置しているため特異な風向・風速を有すると考えられること、煙突の高さが航空法の制限を受けるためダウンドラフト等により塩化水素等の短期濃度が高くなることが懸念されることから、大気質について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。”としている。</p>																																																			
<p>第5章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果</p>																																																				
22	<p>*共通22 年平均値と年間98%値等の関係式は正しいのか</p> <p>p173(構想段階評価書の案 p182)予測結果の将来濃度(年平均値)から、年間98%値または2%除外値を計算しているが、その関係式で試算(表の右端の赤字)すると、予測結果とはならないが、その理由を確認すべきである。</p> <table border="1" data-bbox="279 817 790 952"> <thead> <tr> <th colspan="2">配慮書の案 p173</th> <th colspan="2">表 5.1.5 予測結果</th> <th colspan="2">構想段階の案 p182</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>種別高さ (m)</th> <th>年平均濃度 (年平均値) (<math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math>)</th> <th>98%値 (<math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math>)</th> <th>2%除外値 (<math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math>)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">二酸化硫黄 (<math>\text{SO}_2</math>)</td> <td>80m</td> <td>0.010</td> <td>0.011</td> <td>0.011</td> <td>約1.5倍</td> <td rowspan="2">二酸化硫黄 : <math>y = 2.496x + 0.005</math> 浮遊粒子状物質 : <math>y = 1.768x + 0.007</math></td> </tr> <tr> <td>50m</td> <td>0.017</td> <td>0.017</td> <td>0.026</td> <td>約1.5倍</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">浮遊粒子状物質 (<math>\text{PM}_{10}</math>)</td> <td>80m</td> <td>0.018</td> <td>0.002</td> <td>0.018</td> <td>約1.5倍</td> <td rowspan="2">0.0282 正式で計算 0.0297 0.0419 0.0421</td> </tr> <tr> <td>50m</td> <td>0.012</td> <td>0.003</td> <td>0.042</td> <td>約1.5倍</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ダイオキシン類 (<math>\text{TOX}</math>)</td> <td>80m</td> <td>0.012</td> <td>0.005</td> <td>0.012</td> <td>約1.5倍</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50m</td> <td>0.012</td> <td>0.007</td> <td>0.027</td> <td>約1.5倍</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	配慮書の案 p173		表 5.1.5 予測結果		構想段階の案 p182		備考	項目	種別高さ (m)	年平均濃度 (年平均値) ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	98%値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	2%除外値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	備考	二酸化硫黄 ( $\text{SO}_2$ )	80m	0.010	0.011	0.011	約1.5倍	二酸化硫黄 : $y = 2.496x + 0.005$ 浮遊粒子状物質 : $y = 1.768x + 0.007$	50m	0.017	0.017	0.026	約1.5倍	浮遊粒子状物質 ( $\text{PM}_{10}$ )	80m	0.018	0.002	0.018	約1.5倍	0.0282 正式で計算 0.0297 0.0419 0.0421	50m	0.012	0.003	0.042	約1.5倍	ダイオキシン類 ( $\text{TOX}$ )	80m	0.012	0.005	0.012	約1.5倍		50m	0.012	0.007	0.027	約1.5倍		<p>寄与濃度については、表記上は小数点第4位まで記載していますが、小数点第4位以降も数値が存在しており、それを含めて日平均値の2%除外値または年間98%値への換算を行っております。</p>
配慮書の案 p173		表 5.1.5 予測結果		構想段階の案 p182		備考																																														
項目	種別高さ (m)	年平均濃度 (年平均値) ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	98%値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	2%除外値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	備考																																															
二酸化硫黄 ( $\text{SO}_2$ )	80m	0.010	0.011	0.011	約1.5倍	二酸化硫黄 : $y = 2.496x + 0.005$ 浮遊粒子状物質 : $y = 1.768x + 0.007$																																														
	50m	0.017	0.017	0.026	約1.5倍																																															
浮遊粒子状物質 ( $\text{PM}_{10}$ )	80m	0.018	0.002	0.018	約1.5倍	0.0282 正式で計算 0.0297 0.0419 0.0421																																														
	50m	0.012	0.003	0.042	約1.5倍																																															
ダイオキシン類 ( $\text{TOX}$ )	80m	0.012	0.005	0.012	約1.5倍																																															
	50m	0.012	0.007	0.027	約1.5倍																																															
<p>その他の事項</p>																																																				
23	<p>*共通23 現西尾市クリーンセンターの解体時期を明記すべき</p> <p>p18「工事計画の概要…新施設の建設工事以前に現施設のうち新施設建設に支障となる一部施設の解体を行う可能性がある。」が、現西尾市クリーンセンターは、いつまで稼働するのか、本格的解体はいつからか、それらは今回の環境影響評価手続きにどう含まれるのかを示し、工事工程表に現施設の解体時期を追加すべきである。</p> <p>景観予測を見ると、現施設の煙突と、新施設の煙突と、2本の煙突があることになっているため、新施設稼働までは現施設を稼働したままということまでは理解できるが、新施設が完成すれば現(旧)施設は解体するはずであり、その解体工事に伴う環境影響評価を今回の環境影響評価手続きの中で行うべきである。その時期を、少なくともこの工事工程表に追加すべきである。</p> <p>なお、現施設の施設配置p11と、設定した複数案p21を比較すると、現施設の駐車場、管理棟、リサイクルプラザ棟の場所に新施設を計画しているが、これらの施設を解体するとは当然であるが、その代替施設をどこに建設するか、搬出入車両の動線・駐車場をどうするかを示し、現施設の正常稼働に影響がないことを確認できるようにすべきである。</p>	<p>本事業では、新施設の建設工事以前に現施設のうち新施設建設に支障となる一部施設の解体を行う可能性がありますが、具体的には検討中の段階です。</p> <p>また、新たな施設が稼働した後に現施設を解体する予定ですが、具体的な解体時期は未定です。</p> <p>なお、駐車場については、現在、来客者と職員が利用していますが、新施設の工事中は来客用の駐車場利用を中止するとともに、職員用の駐車場は建設予定地以外の敷地内に確保する計画としております。また、現施設のうち新施設建設に支障となる一部施設の解体を行う場合にも、現施設の正常稼働には影響がないように検討してまいります。</p>																																																		

7.2.1(11) 計画段階環境配慮書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
24	<p>* 配慮書の案と構想段階評価書の案で重複する部分は省略すべき</p> <p>配慮書の、第1章 都市計画決定権者の名称、第2章 都市計画配慮書対象事業(都市施設)の目的及び内容、第3章 配慮書対象事業実施想定(都市施設の)区域及びその周囲の概況までの158頁は構想段階評価書の案と同じ内容であり、作成・印刷の手間、読み取る手間を省くため、1章から3章までは共通文書として注記して省略すべきである。異なるのは、第4章 計画段階配慮事項並びに調査が、構想段階評価書の案では表題が「都市計画における評価項目及び評価の方法」となり、評価項目が配慮書より多くなっていることであるが、評価項目の大気質と景観は同一である。この意味で、配慮書への意見で代表するので、23項目「*共通1～*共通23」(ページ数が異なる場合は別記。)は、構想段階評価書の案への意見としても取り扱われたい。</p>	<p>配慮書と都市計画の構想段階評価書は、各法令に基づく個別の図書となるため、重複する内容があっても省略せずに記載しました。</p>

## 第 8 章 配慮書の案から配慮書への主な修正点



**第8章 配慮書の案から配慮書への主な修正点**

本事業の計画段階環境配慮書の案についての意見を勘案するなどして、計画段階環境配慮書の案の記載事項について検討を加え、計画段階環境配慮書において行った主な修正内容は、表 8.1(1)、(2)に示すとおりである。

**表8.1(1) 計画段階環境配慮書の案の記載事項の主な修正内容**

計画段階環境配慮書の案の頁	計画段階環境配慮書の案	計画段階環境配慮書の頁	計画段階環境配慮書																																																
3-18	<p><b>表3.1.15 道路交通騒音調査結果(令和元年度)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>測定場所</th> <th>測定日</th> <th>測定結果(昼間)</th> <th>環境基準の適否</th> <th>測定結果(夜間)</th> <th>環境基準の適否</th> <th>要請限度の適否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：(略)</p>	番号	測定場所	測定日	測定結果(昼間)	環境基準の適否	測定結果(夜間)	環境基準の適否	要請限度の適否	1				(略)				2				(略)				3-18	<p><b>表3.1.15 道路交通騒音調査結果(令和元年度)</b> 単位：デシベル</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>測定場所</th> <th>測定日</th> <th>測定結果(昼間)</th> <th>環境基準の適否</th> <th>測定結果(夜間)</th> <th>環境基準の適否</th> <th>要請限度の適否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 測定結果の時間区分は、昼間は午前6時～午後10時、夜間は午後10時～翌日の午前6時である。                  注2) 測定場所はいずれも幹線交通を担う道路に近接する空間にあたり、環境基準は昼間70デシベル、夜間65デシベル、要請限度は昼間75デシベル、夜間65デシベルが適用される。「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。                  ① 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道は4車線以上の区間)                  ② 一般自動車道であって「都市計画法施行規則」(昭和44年建設省令第49号)第7条第1号に定める自動車専用道路</p> <p>出典：(略)</p>	番号	測定場所	測定日	測定結果(昼間)	環境基準の適否	測定結果(夜間)	環境基準の適否	要請限度の適否	1				(略)				2				(略)			
番号	測定場所	測定日	測定結果(昼間)	環境基準の適否	測定結果(夜間)	環境基準の適否	要請限度の適否																																												
1				(略)																																															
2				(略)																																															
番号	測定場所	測定日	測定結果(昼間)	環境基準の適否	測定結果(夜間)	環境基準の適否	要請限度の適否																																												
1				(略)																																															
2				(略)																																															
3-18	<p>対象事業実施想定区域及びその周囲における道路交通振動の調査結果は表 3.1.17 に、調査地点は図 3.1.14 に示すとおりである。</p> <p>対象事業実施想定区域及びその周囲では2地点で調査されており、いずれの地点も昼夜ともに要請限度と適合している。</p>	3-18	<p>対象事業実施想定区域及びその周囲における道路交通振動の調査結果は表 3.1.17 に、調査地点は図 3.1.14 に示すとおりである。</p> <p>対象事業実施想定区域及びその周囲では2地点で調査されており、いずれの地点も昼夜ともに要請限度と適合している。また、人が振動を感じ始める値である振動感覚閾値(55デシベル)を下回っている。</p>																																																
3-18	<p><b>表3.1.17 道路交通振動調査結果(令和元年度)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>測定場所</th> <th>測定日</th> <th>測定結果(昼間)</th> <th>測定結果(夜間)</th> <th>要請限度の適否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：(略)</p>	番号	測定場所	測定日	測定結果(昼間)	測定結果(夜間)	要請限度の適否	1					(略)	2					(略)	3-18	<p><b>表3.1.17 道路交通振動調査結果(令和元年度)</b> 単位：デシベル</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>測定場所</th> <th>測定日</th> <th>測定結果(昼間)</th> <th>測定結果(夜間)</th> <th>要請限度の適否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：(略)</p>	番号	測定場所	測定日	測定結果(昼間)	測定結果(夜間)	要請限度の適否	1					(略)	2					(略)												
番号	測定場所	測定日	測定結果(昼間)	測定結果(夜間)	要請限度の適否																																														
1					(略)																																														
2					(略)																																														
番号	測定場所	測定日	測定結果(昼間)	測定結果(夜間)	要請限度の適否																																														
1					(略)																																														
2					(略)																																														

表8.1(2) 計画段階環境配慮書の案の記載事項の主な修正内容

計画段階環境配慮書の案の頁	計画段階環境配慮書の案	計画段階環境配慮書の頁	計画段階環境配慮書																																												
3-102	<p><b>表3.2.24 自動車騒音に係る要請限度</b> 単位：デシベル</p> <table border="1" data-bbox="260 427 790 629"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区域区分</th> <th rowspan="2">時間区分</th> <th colspan="2">道路に面する地域</th> <th rowspan="2">幹線交通を担う道路に近接する空間</th> </tr> <tr> <th>1車線</th> <th>2車線以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td></td> <td colspan="2">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>b</td> <td></td> <td colspan="2">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>c</td> <td></td> <td colspan="2">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 要請限度とは、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請する際の限度をいう。 注2) (略) 注3) (略) 出典：(略)</p>	区域区分	時間区分	道路に面する地域		幹線交通を担う道路に近接する空間	1車線	2車線以上	a		(略)			b		(略)			c		(略)			3-102	<p><b>表3.2.24 自動車騒音に係る要請限度</b> 単位：デシベル</p> <table border="1" data-bbox="908 427 1437 629"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区域区分</th> <th rowspan="2">時間区分</th> <th colspan="2">道路に面する地域</th> <th rowspan="2">幹線交通を担う道路に近接する空間</th> </tr> <tr> <th>1車線</th> <th>2車線以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td></td> <td colspan="2">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>b</td> <td></td> <td colspan="2">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>c</td> <td></td> <td colspan="2">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 要請限度とは、「自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする」際の限度をいう。 注2) (略) 注3) (略) 出典：(略)</p>	区域区分	時間区分	道路に面する地域		幹線交通を担う道路に近接する空間	1車線	2車線以上	a		(略)			b		(略)			c		(略)		
区域区分	時間区分			道路に面する地域			幹線交通を担う道路に近接する空間																																								
		1車線	2車線以上																																												
a		(略)																																													
b		(略)																																													
c		(略)																																													
区域区分	時間区分	道路に面する地域		幹線交通を担う道路に近接する空間																																											
		1車線	2車線以上																																												
a		(略)																																													
b		(略)																																													
c		(略)																																													
3-104	<p><b>表 3.2.27 道路交通振動に係る要請限度</b> 単位：デシベル</p> <table border="1" data-bbox="260 898 790 1021"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域区分</th> <th colspan="2">要請限度</th> </tr> <tr> <th>昼間 7時～20時</th> <th>夜間 20時～翌日7時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 要請限度とは、道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が道路管理者に対し該当道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請する際の限度をいう。 出典：(略)</p>	地域区分	要請限度		昼間 7時～20時	夜間 20時～翌日7時	第1種	(略)		第2種	(略)		3-104	<p><b>表 3.2.27 道路交通振動に係る要請限度</b> 単位：デシベル</p> <table border="1" data-bbox="908 898 1437 1021"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域区分</th> <th colspan="2">要請限度</th> </tr> <tr> <th>昼間 7時～20時</th> <th>夜間 20時～翌日7時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 要請限度とは、「道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が道路管理者に対し該当道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする」際の限度をいう。 出典：(略)</p>	地域区分	要請限度		昼間 7時～20時	夜間 20時～翌日7時	第1種	(略)		第2種	(略)																							
地域区分	要請限度																																														
	昼間 7時～20時	夜間 20時～翌日7時																																													
第1種	(略)																																														
第2種	(略)																																														
地域区分	要請限度																																														
	昼間 7時～20時	夜間 20時～翌日7時																																													
第1種	(略)																																														
第2種	(略)																																														
5-11	<p>③踏査方法 踏査地点における対象事業実施想定区域方向の眺望の状況について、写真撮影により把握した。撮影は、地上高さ約 1.5mより、35mm フィルム相当のレンズを使用して行った。</p>	5-11	<p>③踏査方法 踏査地点における対象事業実施想定区域方向の眺望の状況について、写真撮影により把握した。撮影は、地上高さ約 1.5mより、35mm フィルム換算で 35mm 相当のレンズを使用して行った。</p>																																												

第 9 章 計画段階環境配慮書に関する業務を  
委託した事業者の名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地



## 第9章 計画段階環境配慮書に関する業務を委託した事業者の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

計画段階環境配慮書に関する業務は、以下に示す者に委託して実施した。

名 称 : 八千代エンジニアリング株式会社 名古屋支店

代 表 者 : 執行役員支店長 津田 光則

所 在 地 : 愛知県名古屋市中区新栄町 2-9